

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンド・ユーザー、クライアント企業、株主、社員、地域等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益および企業価値向上のための責務と考えており、以下の方針を定めております。

- 1 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- 2 各ステークホルダーとの適切な協働を図ります。
- 3 会社情報を適切に開示し、透明性の確保を図ります。
- 4 公正・透明で迅速果断な判断を可能にする取締役会等の体制の構築に取り組みます。
- 5 株主との適切な対話を行ないます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4(株主総会における権利行使にかかる環境整備)

当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加し、電子行使を可能とする環境を整えております。一方、招集通知の英訳は現状では行なっておりません。

今後については、株式分布状況等を考慮しつつ、招集通知の英訳の検討を進めて参ります。

原則4-10(任意の仕組みの活用)

現状、任意の仕組みは導入しておりませんが必要に応じて更なる統治機能の充実を図る方針でございます。

補充原則4-10-1(諮問委員会等の設置)

現状、社外取締役が取締役会の過半数を占めておりませんが、社外取締役は取締役会事務局と連携することにより情報の提供を受け、自身の専門的な知識と豊富な経験を活かして助言を行なっております。また、必要に応じて監査役も含めて取締役会とは別にミーティングを開催しており、重要な事項に関する検討に際しては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる環境の整備に努めております。今後、必要に応じて、現行運用の制度化や諮問機関の設置等を検討する方針でございます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4(政策保有方針)

(1) 政策保有株式に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有する方針としております。当該方針に従い、四半期毎に中長期的な経済合理性や将来の見通しについて取締役会において検証しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長に繋がるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

原則1-7(関連当事者取引)

関連当事者取引に関しては、会社関係者や近い当事者との取引を通じて、会社の実態を意図的に歪めること、特定の対象に対して利益を提供する可能性があることから、有価証券報告書等で開示を行い、その公正性・妥当性について担保する必要があるものと認識しております。

当社における関連当事者取引に関する考えは以下の通りであります。

- 1 原則として、関連当事者等に該当する対象との取引は行わない。
- 2 やむを得ず取引を行う場合(一般の取引先が関連当事者に該当した場合も同じ)はその取引を行う合理性・妥当性を確認する。
- 3 関連当事者取引に関して、第三者と行う同様の取引条件に比較し同水準であることを確認する。
- 4 以上を確認した上で、必要な決裁を得る。

当社では、取締役が行なう競業取引および利益相反取引に加え、関連当事者取引についても取締役会での審議・決議を要することとしております。

取締役会において社外取締役および監査役の意見を求め、当該意見を考慮しつつ決定しております。

原則3-1(情報開示の充実)

(1) 当社は「エンド・ユーザー(消費者)の不便さや困ったことに耳を傾け、解決に導く事業創造を行い、その発展に伴い社会の問題を解決し、貢献できる企業として成長する」を経営理念としております。具体的な経営戦略、経営計画につきましては、2018年5月11日付で開示しております「中期事業計画」をご参照下さい。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンド・ユーザー、クライアント企業、株主、社員、地域等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益および企業価値向上のための責務と考えており、以下の方針を定めております。

- 1 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。

- 2 各ステークホルダーとの適切な協働を図ります。
  - 3 会社情報を適切に開示し、透明性の確保を図ります。
  - 4 公正・透明で迅速果敢な判断を可能にする取締役会等の体制の構築に取り組みます。
  - 5 株主との適切な対話を行ないます。
- (3)取締役の報酬については役員報酬規程、執行役員については執行役員報酬規程に基づき、それぞれの役割・責任に鑑みて決定しております。また、中長期的なグループ企業価値向上と連動する報酬制度として、取締役(社外取締役を除く)を対象に株式報酬型ストック・オプションを導入しております。報酬を決定するに当たっての手続きとしては、代表取締役がそれぞれの貢献度を考慮した上で、各規程および方針に従い検討・決定しております。なお、報酬決定手続への社外取締役の関与方法および諮問機関の設置等につきましては今後の課題として検討してまいります。
- (4)1 取締役は、取締役規程にもとづき、各候補者の統率力や問題解決能力等考慮して選任しております。
- 2 監査役は、監査役監査規程にもとづき、各候補者の監査適性等を考慮して選任しております。
- 3 社外取締役および社外監査役は、会社法および東京証券取引所の定める基準に従い選任しており、選任理由等詳細につきましては株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。
- 4 執行役員は、執行役員規程にもとづき、その人格や識見を取締役会において検討のうえ、選任しております。選任に際しては<1>代表取締役が候補者と面談を行い<2>当該結果を踏まえ取締役会に提案しております。
- (5)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。
- 執行役員の選任につきましては、適時開示を行なうことにより選任理由等を説明しております。

#### 補充原則4-1-1(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、事業および財務戦略ならびに年度及び中長期的な事業計画を含む経営の基本方針、剰余金配当、執行役員の選任等の重要事項、その他法令で定められた事項の決定を行ないます。それ以外の事項については、業務執行の機動性と柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するため執行役員に委任しております。

#### 原則4-8(独立社外取締役選任に関する方針)

当社は、当社の事業規模や今後のガバナンスのあり方等を考慮のうえ、独立社外取締役を2名選任し、実効的な監督・助言を行なえる体制を構築しております。また、全取締役のうち独立社外取締役が占める割合は3分の1を超えております(5名中2名)。独立社外取締役が占める割合について特段方針は定めておりませんが、今後の組織の拡充、成長に合わせて、適切な構成を検討してまいります。

#### 原則4-9(独立社外取締役の独立性について)

当社独自の基準は設けておりませんが、会社法および東京証券取引所が定める基準を満たすことを前提に独立性を有する者を選任しております。

#### 補充原則4-11-1(取締役会の構成)

当社の取締役会は、取締役が5名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。当社においては、取締役としての経営責任と執行役員としての執行責任を明確にし、組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。役割分担の観点から、5名という員数についても適切と考えております。取締役については、取締役規程にもとづき、その統率力や問題解決能力等を総合的に考慮して選任しております。選任に際しては<1>代表取締役が候補者と面談を行い<2>当該結果を踏まえ取締役会に提案しております。

社外取締役および社外監査役は、性別を問わず、会社法および東京証券取引所の定める独立性の基準に基づき選任を行なっております。また、社外取締役および社外監査役はコンプライアンス、リスクマネジメントの観点から弁護士、コンサルタント、企業経営者、公認会計士等高い専門性を有する人材を選任する方針でございます。

#### 補充原則4-11-2(役員の兼任について)

取締役および監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書を通じて毎年開示を行なっております。取締役及び監査役は、当社における役割・責務に支障を来さない範囲で他社の役員に就任しております。なお、常勤取締役が他社の役員に就任する際には、取締役会の承認が必要としております。

#### 補充原則4-11-3(取締役会全体の実効性について)

当社では、取締役会事務局である経営戦略本部が、全取締役および全監査役を対象に「取締役会の実効性評価に関するアンケート」を実施しております。実施結果を取りまとめ、取締役会において分析・評価を行なっております。

アンケート回答を分析した結果、取締役会の実効性について、適切であると評価しました。

他方、取締役会の役割やメンバー構成、取締役会において期待される議案設定、議案資料の改善等、多岐にわたって建設的な意見・提案が示されました。各意見・提案については優先度の高いものから対応を検討し、取締役会での審議の充実化を図りたいと考えております。また評価手法についても改善を進めていきます。

#### 補充原則4-14-2(取締役・監査役に対するトレーニング)

取締役・監査役に対して外部セミナーの受講を推奨し、費用が発生するものについても支援を行なう体制になっております。新任の取締役・監査役については就任に備え、会社概要、企業理念等の事項について説明会を実施しております。さらに、就任後については、当社グループへの理解を深めることを目的に、担当執行役員等による説明会や事業所の視察等を早期に実施しております。

#### 原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、経営戦略本部を担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算発表後に決算説明会を開催するとともに、逐次、各BPO拠点見学を兼ねた説明会やスモールミーティングを実施しております。また、海外機関投資家向けにスモールミーティングも実施しております。

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制・取組みに関する基本方針は以下のとおりになります。

- (1)株主との対話については、建設的な対話を実現するよう、代表取締役又はIR担当執行役員が直接面談に臨むことを基本としております。
- (2)IR担当の執行役員は、経営戦略本部を管掌し、財務経理本部等を含めて他部署と十分な連携をとれる横断的な体制を構築しております。
- (3)株主構造の把握に努めるとともに、決算説明会および各BPO拠点において個人投資家向け説明会を実施しております。
- (4)代表取締役およびIR担当執行役員は、取締役会および執行役員会において対話の状況について定期的にフィードバックを行なっております。
- (5)決算説明会および株主のとの面談は、すでに開示されている情報を敷衍して説明することとしており、開示されていない重要事実に関する事実については開示・説明しない方針であります。かかる措置は、株主間の公平、市場の健全性の確保のほか、株主の自由な株式売買を保障するうえで必要な措置と認識しております。

## 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                                                               | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社タマガミインターナショナル                                                                    | 16,764,400 | 26.26 |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント                                                      | 8,873,400  | 13.90 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                              | 5,253,000  | 8.23  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                                            | 3,419,000  | 5.53  |
| 玉上 進一                                                                                | 1,891,200  | 2.96  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT                                    | 1,219,700  | 1.91  |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224                                                 | 1,125,300  | 1.76  |
| ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン フィディリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティ ファンド                            | 1,107,700  | 1.73  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00                                                   | 1,100,700  | 1.72  |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICE LUXEMBOURG /JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITIS ASSETS | 1,000,000  | 1.57  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明更新

平成30年2月7日付けで公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が平成30年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載があるものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)  
保有株式数 2,868,900株  
保有割合 4.49%

デンバー・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(Denver Investment Advisors LLC)から平成27年4月30日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月25日付けで以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができていませので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 デンバー・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(Denver Investment Advisors LLC)  
保有株式数 1,450,648株  
保有割合 4.67%

平成27年12月15日付けで公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)が平成27年12月11日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができていませので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)  
保有株式数 3,150,200株  
保有割合 10.04%

平成29年1月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が平成29年1月13日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができていませので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 三井住友アセットマネジメント株式会社  
保有株式数 3,367,000株  
保有割合 5.31%

平成30年2月23日付けで公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、カバウター・マネージメント・エルエルシー(Kabouter Management,LLC)が平成30年2月20日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができていませので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 カバウター・マネージメント・エルエルシー(Kabouter Management,LLC)  
保有株式数 6,135,459株  
保有割合 9.61%

3. 企業属性

|             |        |
|-------------|--------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
|-------------|--------|

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | サービス業           |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 大向 尚子 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 林 史朗  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                | 選任の理由                                                                                                                                                                           |
|-------|------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大向 尚子 | ○    | 現：西村あさひ法律事務所弁護士<br>当社独立役員に指定しております。         | 弁護士としての専門的見地から助言いただけると判断し、選任しております。<br><br>【独立役員の指定理由】<br>当社と顧問契約を締結している西村あさひ法律事務所に所属しておりますが、同事務所との取引は通常の顧問契約であり、同事務所の規模等を考慮すると、一般株主と利益相反が生じるおのれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 林 史朗  | ○    | 現：ダルトン・アドバイザーズ株式会社代表取締役<br>当社独立役員に指定しております。 | ダルトン・インベストメンツ・グループから社外取締役を受け入れる事は、経営分析に関する高度な経験と知識から助言・監督いただけると判断し、選任しております。                                                                                                    |



|  |  |                                                                                                                                                                      |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 【独立役員の指定理由】<br>同氏が代表を務める会社の親会社であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシー社は、当社株式10.04%（平成27年12月11日時点）を保有する主要株主であります。当社との間取引関係はございません。従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4 名    |
| 監査役の数      | 4 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、平成30年3月期に係る会計監査に関しては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っており、当社監査役は会計監査人より監査の方法と結果について報告を受けるなど、情報共有を図りながら、厳正な業務執行及び財務報告に対する信頼性向上のために、相互連携を図っております。

当社の平成30年3月期決算における会計監査業務を執行した公認会計士は日高真理子氏及び安藝眞博氏で、新日本有限責任監査法人に所属しております。その他、会計監査業務に係る補助者の構成は、常時公認会計士9名、その他18名であります。

監査証明業務に基づく報酬 26,500千円

当社では、代表取締役直轄組織である内部監査室を設置し、専属2名の体制で内部監査を実施しております。監査役と内部監査室は月1回定例連絡会により監査計画、内部監査報告の内容について確認、協議及び情報共有を行う他、適宜意見、情報の交換を行い緊密な連携を保っております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 三上 純昭  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 神門 いづみ | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                | 選任の理由                                                                                                                                                                                             |
|--------|------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三上 純昭  | ○    | 現：株式会社日本ビジネスマッチング代表取締役社長<br>当社独立役員に指定しております | 証券会社における経験と経営者としての幅広い見識を有しており、子会社を含めた資本政策等に助言・監督をいただけると判断し、選任しております。<br><br>【独立役員の指定理由】<br>現在及び過去において、代表取締役社長を兼任する株式会社日本ビジネスマッチングを含め、当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 神門 いづみ | ○    | 現：堀総合法律事務所弁護士<br>当社独立役員に指定しております。           | 弁護士としての専門的見地から助言・監督をいただけると判断し、選任しております。<br><br>【独立役員の指定理由】<br>現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。                                                              |

## 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 4 名 |
|---------|-----|

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値向上に対する意欲を高めるため、ストックオプション制度を導入しております。

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役 |
|-----------------|-------------------------|

該当項目に関する補足説明

社内取締役全員に対し、役職による責任・在籍年数・功績等を総合的に勘案し、付与個数を取締役会において決定しております。

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期に係る取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

取締役に対する報酬 132,115千円(うち社外取締役6,000千円)

監査役に対する報酬 17,040千円(うち社外監査役 5,250千円)

|                                                                                                       |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: #ff9900; color: white; padding: 0 2px;">更新</span> | あり |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成18年6月28日開催の第20回定時株主総会において報酬限度額を定めており、取締役報酬限度額は年額3億円、監査役報酬限度額は年額1億円となっております。かかる報酬とは別枠にて、平成30年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額1億円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割当てることにしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する専任部署は設置しておりませんが、経営戦略本部を主管とし、取締役会など重要会議の連絡及び事前の資料配布、また必要に応じた事前説明を行うなどの情報伝達体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

#### ＜取締役会＞

当社では取締役5名(うち社外取締役は5名中2名、女性は5名中2名)に各事業部門、管理部門における担当及び管掌を定め業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。取締役会は取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催することとしており、取締役は業務執行状況について取締役会に報告することとしております。

#### ＜執行役員会＞

当社では、平成26年4月より執行役員制度を導入し、執行役員12名に各事業部門、管理部門における担当及び管掌を定め業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。執行役員会は執行役員会規程に基づき、原則として月1回開催され、業務執行における意思決定を行うとともに業務執行状況を報告しております。

#### ＜監査役会＞

監査・監督機能としては、当社は監査役会制度を継続して採用しており、監査役4名は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名、うち女性1名)で構成されております。監査役会は、業務活動全般にわたり、方針や計画、法令順守状況等につき、取締役会や重要な会議への出席、子会社を含めた調査等を通じた監査を行っております。さらに、監査法人から監査の方法と結果についての報告や内部監査室より業務全般に関する内部監査の報告を受ける等厳正な対応を行っております。

#### ＜会計監査人＞

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は日高真理子氏及び安藝眞博氏で、新日本有限責任監査法人に所属しております。その他、会計監査業務に係る補助者の構成は、常時公認会計士9名、その他18名であります。

#### ＜報酬決定等の機能に係る事項＞

役員報酬の決定につきましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、役員報酬規程に基づき、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて個別報酬を決定しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の構成としては、当社の「エンド・ユーザー(消費者)の不便さ、困ったことに耳を傾け、解決に導く事業創造を行い、その発展に伴い社会の問題を解決し、貢献できる企業として成長する」という経営理念の下、高付加価値サービスを創出するという事業内容を理解し、実践できる人材を中心にすることが重要と考えています。

なお、平成28年6月24日開催の第30回定時株主総会より、継続して社外取締役2名を選任しております。

この考えの下、当社では、監査役による監査体制の強化・充実によりコーポレート・ガバナンスの体制を構築することが有効であると判断しております。当社の監査役の構成は4名であり、内2名は社外監査役であります。常勤監査役は取締役会だけではなく月1回開催される執行役員会及び各事業部門の予実会議等重要な会議に常時出席し、当社の経営状況を適時に把握し、監査役全員で構成する監査役会に状況を適宜報告しております。加えて、会計監査人および内部監査室と連携を確保するため、それぞれ定期的な打合せを開催しております。これらの施策を通じて客観的で中立的な経営監視機能を確保しているものと考えています。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                              | 補足説明                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 第32回定時株主総会においては、集中日より2営業日前に開催いたしました。                                                                                                           |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 第30回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。                                                                                                         |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 第30回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。                                                                                                         |
| その他                                          | 当社グループの事業への理解を深めていただくことを目的として、第32回定時株主総会（平成30年6月26日開催）は当社富山BPOタウン内で開催しております。<br>また、招集通知の発送に先立ちTDnet上に招集通知を掲載することにより、議決権行使の円滑化に資する取組みを実施しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                                       | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて掲載しております。<br><a href="http://www.prestigein.com/IR/ir_policy.html">http://www.prestigein.com/IR/ir_policy.html</a>                             |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けの会社説明会等を適宜開催しております。                                                                                                                                                 | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 定期的に投資家等を対象とした会社説明会を開催しております。                                                                                                                                              | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 当社ホームページ上にて決算情報、決算説明資料等を掲載しております。<br><a href="http://www.prestigein.com/english/IR/e_ir_library.html">http://www.prestigein.com/english/IR/e_ir_library.html</a>           | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページ上に投資家向け情報のコンテンツを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明資料等を掲載しております。<br><a href="http://www.prestigein.com/IR/ir_library.html">http://www.prestigein.com/IR/ir_library.html</a> |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営戦略本部に設置しております。                                                                                                                                                           |               |
| その他                     | アナリスト及び機関投資家向けのスモールミーティングを四半期毎に実施し、最新の業績についての説明しております。                                                                                                                     |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                                                                                                           |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守及びIR活動の改善等を図ることにより、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。                                            |
| その他                       | 当社は、各BPO拠点で実業団スポーツチームを創設しております。<br>秋田：女子バスケットボール、山形：女子バレーボール、富山：女子ハンドボールチーム<br>スポーツチーム創設に伴い、選手・スタッフを積極的に採用し、スポーツチームの活動により地域の活性化につなげたいと考えております。 |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
プレステージ・インターナショナルグループ(以下、「当社グループ」という。)の行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとする。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せて当社のリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、当社グループ全体のリスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとする。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、総務企画部を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。
3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとする。
4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
プレステージ・インターナショナルグループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社及び関係会社の運営を管理、指導するものとする。グループ会社の取締役等はグループ会社管理規程に従い、自らの職務執行にかかる事項を適宜報告するものとする。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会が経営戦略本部と協議の上、選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとする。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項  
監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、経営戦略本部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。
8. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに当社の監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、当社の監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、当社の監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。
9. 監査役設置会社の監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど所要の費用を請求するときは、監査役又は監査役会の求めに応じて適切に処理するものとする。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告するものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
2. 反社会的勢力に関する部署を総務企画部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとする。また、不当要求防止責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取組むものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

|              |    |
|--------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無  | なし |
| 該当項目に関する補足説明 |    |

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示の体制＞

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、株主、投資家の皆様から正しく理解され、評価され、信頼される企業となるため、東京証券取引所の適時開示規則および社内規程に従い、公平かつタイムリーな情報開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は経営戦略本部を責任部署として下記の体制により情報開示を行っております。

(a) 発生事実に関する手続

未公表の重要事実(またはその可能性のある事実を含む)を知った全ての当社グループ役職員は、情報取扱担当者に報告致します。情報取扱担当者から報告を受けた情報取扱責任者は、情報取扱担当者及び経営戦略本部長と、開示内容、公表時期を決定致します。経営戦略本部は、直ちに資料を作成し、情報取扱責任者の承認を経て開示を行います。重要事実のうち、法律に定めがあるものその他重要なもので取締役会の決議が必要なものについては取締役会決議を経て開示を行います。

(b) 決定事実に関する手続

経営戦略本部は予め、取締役会の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認します。該当事実があれば、会議終了後、直ちに資料を作成し、速やかに開示を行います。

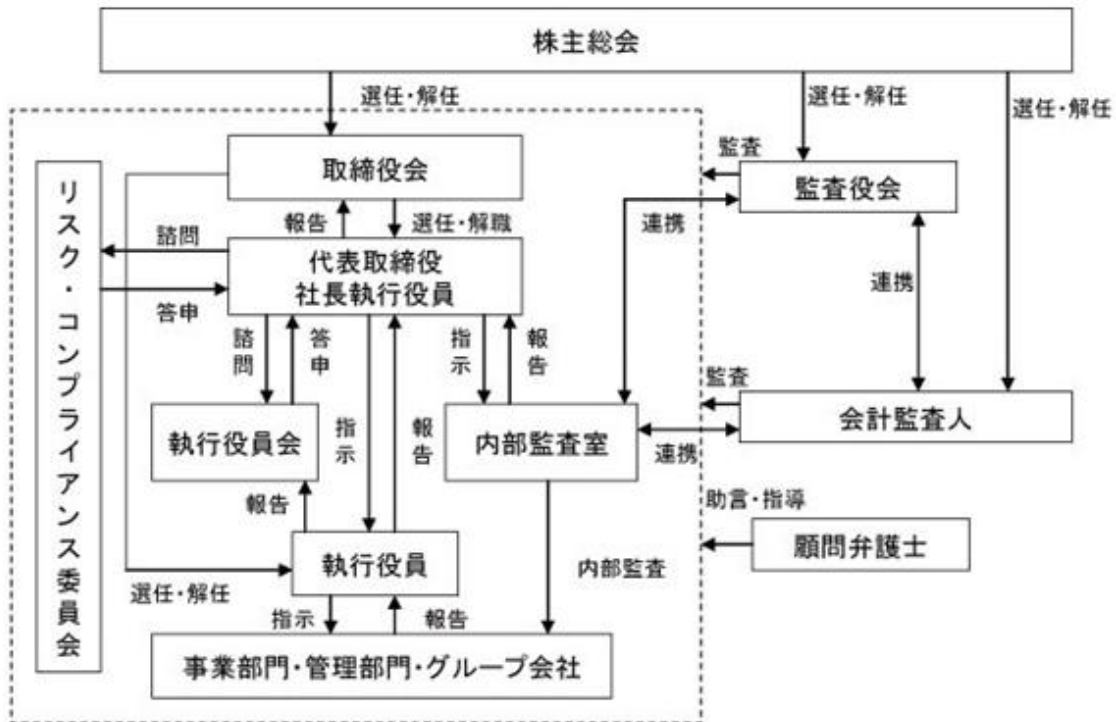
(c) 決算に関する手続

財務経理本部が中心となり、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認を得た後、開示を行います。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役監査および内部監査を定期的実施することにより、情報開示内容および情報開示手続の適正性の確保に努めております。

<コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図>



<適時開示体制に関する模式図>

